

(参考資料3)

## 同行援護従業者等の取扱いについて(平成30年3月31日までの経過措置)

### 1 同行援護従業者の資格要件

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者であることが必要です。

#### (1) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者

(留意事項)

§ 下記の居宅介護の従業者要件を満たす者(※1)のうちアからキ、サに該当する者は、経過措置により、平成30年3月31日までは、同行援護従業者養成研修一般課程の修了者とみなされます。ただし、平成30年4月1日以降において同行援護従事者として従事する場合には、平成30年3月31日までに同行援護従業者養成研修一般課程を修了する必要があります。

§ 下記の居宅介護の従業者要件を満たす者(※1)のうちク、ケ、コの者は、経過措置として、平成30年3月31日までは従事することができますが、同行援護従業者養成研修一般課程の修了者とみなされないため、報酬減算の対象となります。

#### (2) 下記の居宅介護の従業者要件を満たす者(※1)で、かつ、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)(※2)に1年以上従事した経験を有する者

(留意事項)

§ ただし、下記の居宅介護の従業者要件を満たす者(※1)のうちク、ケ、コの者については、報酬減算の対象となります。

#### (3) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

##### ○居宅介護の従業者要件を満たす者(※1)

ア：介護福祉士

イ：社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者(実務者研修修了者)

ウ：居宅介護職員初任者研修課程修了者

エ：居宅介護従業者養成研修1級課程又は2級課程修了者

オ：介護職員初任者研修課程修了者

カ：介護職員基礎研修課程修了者

キ：介護員養成研修訪問介護員1級課程又は2級課程修了者

ク：障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者

ケ：居宅介護従業者養成研修3級課程修了者

コ：介護員養成研修訪問介護員3級課程修了者

サ：視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者

##### ○視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)(※2)

視覚障害を有する身体障害者又は障害児に対する、障害福祉サービス(居宅介護等)、地域生活支援事業(移動支援事業等)等の業務に従事した経験となります。

### 同行援護従業者の資格要件(上記のイメージ図)

#### (1) 同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者

↑

ただし、平成30年3月31日までは経過措置期間であり、居宅介護の従業者要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了者とみなされ、同行援護の従事は可能。

又は…

#### (2) 居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害者又は視覚障害児に関する実務経験(直接処遇)

又は…

#### (3) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

## 2 同行援護サービス提供責任者の資格要件

次の(1)かつ(3)、(2)かつ(3)、(4)のいずれかに該当する者であることが必要です。

### (1) 次のアからケまでのいずれかの要件に該当する者

ア：介護福祉士

イ：社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者（実務者研修修了者）

ウ：介護職員基礎研修課程修了者

エ：居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

オ：居宅介護職員初任者研修課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者（※1なお、居宅介護従業者養成研修1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としない。）

カ：居宅介護従業者養成研修2級課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者

キ：介護員養成研修訪問介護員1級課程修了者

ク：介護職員初任者研修課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者（※1）

ケ：介護員養成研修訪問介護員2級課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者（※1）

### (2) 平成23年9月30日現在において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者

#### (留意事項)

§ 平成30年4月1日以降においても同行援護サービス責任者として従事する場合は、平成30年3月31日までに、上記(1)のアからケのいずれかの要件を満たす必要があります。

### (3) 同行援護従業者養成研修課程（一般課程及び応用課程）を修了した者

#### (留意事項)

§ 上記(1)のアからケのいずれかの要件を満たしている場合は、経過措置により平成30年3月31日までは同行援護従業者養成研修の修了者とみなされます。平成30年4月1日以降において同行援護サービス責任者として従事する場合には、平成30年3月31日までに同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了する必要があります。

### (4) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等

#### 同行援護サービス提供責任者の資格要件（上記のイメージ図）

(1)

上記(1)のアからケまでのいずれかの要件を満たす者

+

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者

↑

ただし、平成30年3月31日までは経過措置期間であり、上記(1)のアからケまでのいずれかに該当する場合、同行援護サービス提供責任者になることは可能。

又は…

(2)

平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したものの

+

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者

※ただし、平成30年3月31日までに、上記(1)のアからケまでのいずれかの要件を満たしてください。

又は…

(3)

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者等